

国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成 27 年 月 日

国税庁長官 林 信光

国税庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）の一部を別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のように改める。

附 則

この訓令は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

「国税庁行政文書管理規則」新旧対照表

赤字下線を付した部分が改正部分である。

改正後					改正前						
国税庁行政文書管理規則					国税庁行政文書管理規則						
第1章～附則（省略）					第1章～附則（同左）						
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準						
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例		
（省略）					（同左）						
その他の事項					その他の事項						
（省略）					（同左）						
23	内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項	内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯	①内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、②から⑫に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間	・納税申告書 ・決議書	23	内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項	内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯	①内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、②から⑨に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間	・納税申告書 ・決議書



<p>⑤贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間</p>				
<p>⑥相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、⑦に該当するものを除く。）</p>	<p>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間</p>			<p>④贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>全部確定又は免除する日に係る特定日以後7年</p>
				<p>⑤相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>全部確定又は免除する日に係る特定日以後10年</p>

						(新設)	(新設)		
			<p>⑦相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間、相続が開始する日に係る特定日以後 10 年又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後 5 年のいずれか長い期間</p>					
			<p>⑧贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>すべての特定贈与者の相続が開始する日に係る特定日以後 7 年</p>			<p>⑥贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>すべての特定贈与者の相続が開始する日に係る特定日以後 7 年</p>	
			<p>⑨贈与税の特例適用者(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文</p>	<p>受贈者が 30 歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日</p>			<p>⑦贈与税の特例適用者(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文</p>	<p>受贈者が 30 歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日</p>	

			<p>書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p> <p>の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後7年</p>				<p>書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p> <p>の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後7年</p>	
		<p>⑩贈与税の特例適用者(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>受贈者が50歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後7年</p>			(新設)	(新設)	
		<p>⑪地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>11年</p>			<p>⑧地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>11年</p>	
		<p>⑫財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>法令廃止の日に係る特定日以後7年</p>			<p>⑨財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>法令廃止の日に係る特定日以後7年</p>	

		<p>⑬国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書</li> <li>・申請書</li> <li>・承認決議書</li> </ul>
		<p>⑭内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分票</li> <li>・滞納処分決議書</li> </ul>
(省略)				

別表第2 (省略)

		<p>⑩国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書</li> <li>・申請書</li> <li>・承認決議書</li> </ul>
		<p>⑪内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	7年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分票</li> <li>・滞納処分決議書</li> </ul>
(同左)				

別表第2 (同左)